

「不正改造車を排除する運動」の実施について

本運動は、国土交通省が定めた「不正改造車を排除する運動」の実施要領に沿って、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車の排除に努めると共に、部品の取付けや取外しによって保安基準に適合しなくなる等、違法であるとの認識のないままに改造を行っている使用者も見受けられることから、車両の安全確保・環境保全等を図るため、本運動を全国的に展開し、整備事業者及び自動車使用者等に不正改造の防止及び不正改造車の排除を広く周知することにより、その徹底を図ることとしています。

つきましては、事業者におかれましては業界の社会的信頼を確保するために本運動に積極的に参画し、不正改造車の排除並びに不正改造防止のため、実施細目により積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

第1 実施機関

国土交通省及び自動車関係 33 団体で構成する「不正改造防止推進協議会」が中心となって、内閣府、警察庁、農林水産省、経済産業省及び環境省の後援並びに独立行政法人自動車技術総合機構及び軽自動車検査協会の協力のもとに本運動を実施する。

第2 不正改造車を排除する運動の実施期間

本運動は、1年を通して実施するものとするが、令和3年6月1日(火)から6月30日(水)までの1ヶ月間を「不正改造車排除強化月間」とし、特に重点をおいて運動を実施する。

第3 実施事項

次に掲げる不正改造等の事例の排除に重点を置いて「不正改造車を排除する運動」を実施する。

1. 重点排除項目

- (1)マフラーの切断・取外し及び騒音低減機構を容易に取外せる等の基準不適合マフラーの装着
- (2)タイヤ及びホイール(回転部分)の車体外へのはみ出し
- (3)大型貨物自動車の速度抑制装置の取外し、解除又は不正な改造、変更等
- (4)前面ガラス並びに運転者席及び助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付(貼付状態で可視光線透過率70%未満)
- (5)前面ガラスへの装飾板の装着

2. 基本排除項目

- (1)直前直左の周辺状況を確認するための鏡、又はカメラ及び画像表示装置の取外し
- (2)灯光の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取付け並びに保安基準上、装備が義務化されている灯火器(例:側面方向指示器)の取外し
- (3)土砂等を運搬するダンプ車の荷台にさし枠の取付け及びリアバンパ(突入防止装置)の切断・取外し
- (4)基準外のウイング(エア・スポイラ)の取付け
- (5)シートベルト警報装置を解除する用品等の取付け
- (6)不正な二次架装

各事業者が行う実施事項

1. 不正改造車の排除のための啓発等

- ① 事業者は、日整連で作成された「不正改造車排除宣言工場看板」、「不正改造車排除マニュアル」等を活用しつつ、保安基準上必要な構造・装置の取外しやその他不正改造となるような整備の依頼があった場合等には、自動車使用者に対し、「不正改造となり、やってはならない・犯罪となること」を理解してもらうよう努める。
- ② 車検取得後に不正に二次架装をされた車両が入庫した場合には、復元、記載変更の手続き又は構造変更の手続きが必要であること及び手続きについて車両を購入した販売店又は車両を架装した架装メーカーに相談すべきことを自動車使用者に対して周知する。

2. 不正改造車の排除のための情報収集等

不正改造車等に関する情報等を入手した場合には、各地方運輸局又は各運輸支局等に積極的に情報を提供する。

3. 不正改造車の排除のための取締り等

1) 従業員に対する指導等

整備主任者、自動車検査員等に対して、「不正改造車排除マニュアル」等を活用しつつ、不正改造の防止に係る指導を実施し、保安基準上必要な構造・装置の取外しやその他不正改造となるような整備の依頼を受けることのないよう徹底を図る。

2) 適正な整備・改造の推進

担当責任者等を定めて、「不正改造車排除マニュアル」等を活用しつつ、改造の受注、点検・整備の実施及び納車時の確認等の適正化を図る。

3) 自主点検の実施

事業場ごとに運動実施責任者を選任し、従業員等の車両を含む事業場内の車両の状況（不正改造の有無）、不正改造防止についての事業場内の管理体制及び不正改造車等への対応と措置について、点検票による定期的な自主点検の実施に努める。（参考：別紙8「自主点検票」）

なお、運動実施責任者は、事業者又は事業場管理責任者等従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。

運輸支局 整備担当部門 へ

不正改造車の情報提供連絡書

下記自動車について、不正改造車を確認したので、情報提供します。

記

1 確認日時 年 月 日 午前・午後 時頃

2 確認場所

3 登録番号又は車両番号
(ナンバー)

4 車両の特徴 (該当する車両に○印をし、その他の場合は具体的に記載してください)

<input type="checkbox"/>	乗用車 (セダン、ワゴン等)	<input type="checkbox"/>	バス
<input type="checkbox"/>	トラック (ダンプ以外)	<input type="checkbox"/>	ダンプ
<input type="checkbox"/>	バイク ※原付 (125cc以下) 以外		
<input type="checkbox"/>	その他 () ※小型特殊・軽車両以外		

5 不正改造の内容

6 情報提供された方の

①お名前

②ご住所

③ご連絡先

- 【留意事項】
- ①基本的に、上記通報内容のすべてについて明記されていない場合及び車両が特定できない場合等は、情報を受け付けることはできません。
 - ②情報提供者のお名前、住所、電話番号、連絡先の個人情報は、個人情報保護法に基づき適切に管理します。
 - ③情報提供先は、登録番号 (ナンバー) の管轄する運輸支局へお願いします (不正改造車情報提供連絡先一覧表を参考にしてください)。
 - ④頂いた情報に関し、情報提供者の方への連絡及び個別の回答はいたしかねますので、予めご了承ください。

運輸支局 整備担当部門 あて

迷惑黒煙車の情報提供連絡書

著しく黒い黒煙を排出していた自動車を発見したので、情報提供します。

記

1 確認日時	年	月	日	午前・午後	時頃
2 確認場所					
3 確認時の走行状況 (該当するものに○印をし、その他の場合は具体的に記載してください)	①発進時、②加速時、③登坂時、④一般走行時、⑤アイドリング時 (③、④の場合、その走行スピード約 km/h)				
4 登録番号 (ナンバー)					
5 車両の特徴 (該当する車両に○印をし、その他の場合は具体的に記載してください)	<input type="checkbox"/>	乗用車 (セダン、ワゴン等)	<input type="checkbox"/>	幌付きトラック	
	<input type="checkbox"/>	バス	<input type="checkbox"/>	コンクリートミキサー車	
	<input type="checkbox"/>	トラック	<input type="checkbox"/>	クレーン付きトラック	
	<input type="checkbox"/>	バン (荷箱付きトラック)	<input type="checkbox"/>	トラクタ (けん引車)	
	<input type="checkbox"/>	ダンプ	<input type="checkbox"/>	塵芥車 (ゴミ収集車)	
	<input type="checkbox"/>	ミニバン貨物車 (ライトバン・ワンボックスバン等)	<input type="checkbox"/>	その他: _____	
6 その他	車体に表示してある会社名等				
	ダンプ番号				
	その他表示等				
7 情報提供された方の					
①お名前					
②ご住所					
③ご連絡先					

- 【留意事項】 ①基本的に、上記通報内容のすべてについて明記されていない場合及び車両が特定できない場合等は、**情報を受け付けることはできません。**
- ②情報提供者のお名前、住所、連絡先の個人情報は、個人情報保護法に基づき適切に管理します。
- ③情報提供先は、登録番号 (ナンバー) の管轄する運輸支局へお願いします (迷惑黒煙情報提供連絡先一覧表を参考にしてください)。
- ④頂いた情報に関し、情報提供者の方への連絡及び個別の回答はいたしかねますので、予めご了承ください。

整理番号

不正改造防止自主点検票

点検の実施日	年 月 日	点検の実施者	職責 氏名	
事業者名				
事業場名				
点検事項	点検内容		チェック欄	
			適	要改善
事業場関係者の所有車両等の状況	不正改造車両の有無	社用車	無	有(台)
		従業員車両	無	有(台)
		販売車両	無	有(台)
		その他	無	有(台)
不正改造防止についての事業場内の管理体制	事業場における運動実施責任者の選任状況			
	社用車、従業員車両及び販売車両の定期的な確認			
	不正改造の防止についての従業員に対する教育の実施状況			
	休日・深夜等に事業場が無断使用されていないことの確認			
	不正改造の防止についてのユーザーに対するPRの実施			
不正改造車への対応と措置	不正改造車両の整備の依頼があった場合における不正改造部位の確実な復元等、ユーザーに対する適切な対応			
	上記ユーザーが拒否した場合の関係機関に対する情報提供			
	ユーザーから不正改造の依頼があった場合の拒否			

注 1. 点検実施日現在の状況を確認し、その結果をチェック欄に「レ」で記入して下さい。

2. 点検については、事業場内において定期的に行うことをお奨めします。